

平成 23 年 2 月 7 日
日本国大使館

【参考情報】

外国人法改正に関する要点

本年 1 月 1 日、チェコ外国人法の改正法（以下、改正法）が施行されました。今般改正は、チェコに滞在する在留邦人の皆様にも少なからぬ影響を及ぼすものと思われますが、改正法の成立から施行までほとんど間がなかったこととも相まって、チェコ当局にも混乱が生じているようです。

下記は、チェコ内務省がウェブサイトで案内している内容（1 月 26 日時点）について、在留邦人の皆様に大きな影響を及ぼすと思われる変更点を中心に、当館において仮訳のうえ必要に応じて注意書き等を付したものです。

査証（ビザ）や居住許可等の外国人管理に関する事項はチェコ当局の専権に属するものですが、チェコ内務省のウェブサイトの内容が事前の予告なく変更されたり、用語につき当館と異なる解釈がとられる場合もあり得ます。改正法の詳細については、下記のチェコ内務省の連絡先にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

内務省連絡先

電話：9 7 4－8 3 2－4 2 1

E メール：pobyty@mvr.cz

【外国人法改正の要点】

今般の外国人法改正は、チェコへの外国人の入国及び同国内における外国人の滞在に関する従来の規定に大きな変更を加えたものです。

1. 改正法施行後は内務省地方支局¹において取り扱われる事務

外国人の長期滞在査証及び長期居住許可²の申請等に関する取扱窓口は、従来の外国人警察から内務省地方支局に変更されました。外国人は、下記に列挙した場合などに同地方支局で手続きをとる必要があります。

- (1) 長期滞在査証の延長申請
- (2) 長期居住許可の発給申請または有効期限の延長申請
- (3) チェコ国内における居住地の変更³
- (4) その他人定事項等の変更⁴
- (5) 居住許可証等の紛失・盗難・毀損・滅失の報告
- (6) チェコ国内における合法的滞在を証明する証明書の発給申請⁵

2. 改正法施行後も外国人警察において取り扱われる事務

外国人は、下記に列挙した場合などに外国人警察において手続きをとる必要があります。

- (1) チェコ入国後の最初の居住地報告⁶
- (2) 婚姻の要件として登録機関によって要求される合法的滞在についての証明申請
- (3) チェコ国内における合法的滞在の検証

3. チェコへの入国に関する要件

長期滞在査証の申請先は、従来通りチェコの在外公館です。

- (1) 長期滞在査証の申請に際して、チェコの在外公館が要求した場合には、申請人は面接を受けなければなりません。
- (2) 「ビジネス目的」⁷での長期滞在査証の申請の場合は、必ず面接を受けなければなりません。

4. 査証及び居住許可の取得等に関する変更点

長期滞在査証の滞在期限は、従来の1年から6か月に短縮されました。6か月を超えてチェコに滞在する外国人は、滞在期限の90日前から14日前までの間に長期居住許可を申請しなければなりません。

- (1) 居住許可（長期・永住）を取得する際の本人出頭義務
- (2) 2011年5月以降、居住許可に生体認証カードを導入⁸
- (3) 住居等を確保していることの証明書⁹の提出
- (4) 旅行医療保険加入証明書の提出¹⁰
- (5) 滞在費支弁能力の証明
- (6) 入国目的が「ビジネス目的」の場合、下記に列挙した書類等の提出が別途必要
 - ① 「貿易許可事務所」又は「商業登記所」における登記等の証明¹¹
 - ② 収入（月額）が家族を含めた最低限の生活資金及び住居費の総計を下回らないことの証明
 - ③ 「自営業者」¹²の場合、税等の滞納がないことの証明
 - ④ 企業の代表者等の場合、当該企業が納めるべき税等の滞納がないことの証明

5. ブルーカード制度の導入及び申請に必要な要件

ブルーカードは、チェコに3か月を超えて滞在することが見込まれ、かつ、高資質¹³が要求される職業に就く外国人に対して、その者の申請に基づき付与されます。居住許可と労働許可を一体化した制度であり、労働契約の満了日より3か月長い有効期間が与えられますが、有効期間の最長は2年です。

(申請要件)

- ① 雇用契約書¹⁴及び高資質を証明する文書の提出
- ② 賃金基準¹⁵を満たすこと

以 上

¹ 英文では、“regional offices of the Department for Asylum and Migration Policy of the Ministry of the Interior”となっていますが、ここでは便宜上、「内務省地方支局」という訳語を用いました。

² “long term visa”の訳語として「長期滞在査証」を、“long term stay”の訳語として「長期居住許可」をそれぞれ用いました。なお、“long term residence permit”についても、「長期居住許可」という訳語を用いています。

³ 長期滞在査証又は長期居住許可を得てチェコ国内に居住する外国人は、居住地を変更し、かつ、その変更された居住地に30日以上居住することが見込まれる場合、居住地の変更から30日以内に申告する必要があります。

⁴ 姓の変更や旅券等(travel documents)記載事項の変更等が例示されています。

⁵ 「90日以下の合法的滞在を証する場合」等はこの限りではありません。

⁶ その後の居住地変更については、【外国人法改正の要点】1.(3)にあるとおり内務省地方支局に報告します。

⁷ この点については、「ビジネス目的」をどのように解釈するのか、日本人もすべからず対象となるのか、など曖昧な点があり、注意する必要があります。

⁸ 生体認証カード導入以前に発給されている居住許可については、有効期限満了まで引き続き有効です。また、生体認証のためのデータは、内務省地方支局で採取されます。チェコの在外公館で居住許可を申請し、発給が認められた場合にも、チェコ入国後3日以内(休日・祝祭日除く)に内務省地方支局でデータ(顔及び指紋)を採取する必要があります。また、生体認証カードを指定された期限内に引き取りに来なかった場合には、手続きが中断されるほか、最高10,000コルナの罰金が科せられる可能性があります。

⁹ 在日チェコ大使館ウェブサイトでは、「住居証明には、住居の所有者の署名だけでなく、署名の公証も必要になりました」と案内しています。

¹⁰ この点については、大使館ホームページ「長期滞在ビザ取得時等における扶養家族の旅行医療保険加入証明書の提出に関する取扱いについて」も併せてご参照ください。

¹¹ “Trade Licensing Office”の訳語として「貿易許可事務所」を、“Commercial Register”の訳語として「商業登記所」をそれぞれ用いています。

¹² “self-employed person”の訳語として「自営業者」を用いています。

¹³ 大学教育又は3年以上の高等専門教育を終了したことを意味します。

¹⁴ 1年以上の雇用を定めた契約であることが必要です。

¹⁵ チェコ労働社会省が公表している平均年収の1.5倍以上に相当することが必要です。